



【参考】学校種別による報告先の違い(重大事象の発生報告) 概ね：法第29条～第32条/参考 (p.51-64)

- 公立学校：当該学校が所管の教育委員会に報告する。当該地方公共団体の長に報告(法第30条1項)。地方公共団体の長等は、必要があると思われるとこれを調査を行い、調査を行ったときはその結果を報告する(同項)。
- 公立大学機関：公立大学法人の代表者は理事を通じて、文部科学大臣に報告(法第30条1項)。公立大学機関長：公立大学法人の代表又は理事を兼ねていて、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告(法第30条の2第9項)。
- 私立学校：当該学校が所管する都道府県知事に報告(法第30条1項)。●専ら教育研究の目的とする学校：代表取締役又は代表執行役を兼ねて、所在地地方公共団体の長に報告(法第30条1項)。●私立大学機関：公立大学法人の代表又は理事を通じて、文部科学大臣に報告(法第30条1項)。
- 私立学校は、報告を受けた公立大学大臣、都道府県知事及び地方公共団体の長等が、必要があると認めるときは(法第30条2項、第31条第2項、第32条第2項)。

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公布／作成）